

但儉約と儉齋とは、其形よく似たるを以て、吝齋人と見違申す様なる義も、無くては不叶、然共其要用の節にのぞみて、財を用ると不用との差別によつて、勘辨致し候に於ては、明白に相知れ可申也、こゝを以て、權現様の御事を相考へ奉に、よく儉約を御用被遊たると申に於て、御相違は無之也。

〔東照宮御實紀附録 二十〕板坂卜齋侍座せし時、壺に入りし人參を賜らんとて、兩の御手もて下されけるに、御違棚に奉書の紙ありしをみて、一枚玉ひ、是に包まんとせしに、それは大名どもへ書狀を遣すに用ゆるなり、えうなき事に遣ふものならず、人參は良藥にて、汝等なくてかなはぬものなれば、取らするなり、奉書は一枚とおもふべからず、大なる費なり、羽織脱てこよとの上意にて、羽織に受て、奉書をば元の如く、御棚に返し置しとぞ、卜齋も年頃御側にありしが、この時ほど、面に汗して迷惑せし事はなかりしとて、後々人に語りしとなん。

〔梧窓漫筆拾遺〕神君の黄金百兩を人に賜ひて、其上は包みの奉上の紙を、御近邊の人に善き紙なり、用に立つべし、仕舞おけと仰せられたると、黒田長政の御旗本へ白銀二百枚を借したるに、程を歴て、其人の返濟せんとして持參せしを、初め借し申したる時、兼ねて進上すべしと思ひたりとて、受け取らず、さて今朝吉鬘魚を貰ひたり、まゐらすべしとて、料理人を召して、吉鬘魚の身所は鹽にして貯ふべし、中打あらを潮煮にして、客に饗すべしと申されたり、百兩の金二百枚の白銀を以て、人を恵むこと吝惜せずして、一枚の紙吉鬘魚の身所を無用には費し給はず、國天下を興す人は、天得の性に各別あり、聖人の儉も如是なるべし。

〔常山紀談 十〕利安山○栗 若き時は善介といひ、中頃は四郎兵衛といふ、長政田○黒 に筑前を賜りし時、名島の城に長政居て、左右良の城に利安を置れけり、祿一万五千石極めて儉なる人なり、人の衣服の美麗なるを見ては、褻疇といふ事の有といひ教へ、又價高く馬を購ふ者あれば、さばかりの